

事務連絡  
平成22年7月12日

各都道府県認定こども園事務担当者 殿

文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室

日頃より認定こども園制度の推進にご尽力をいただき、ありがとうございます。

このたび、「認定こども園制度の在り方に関する検討会」における会計処理に関する指摘事項について、別添のとおり回答を取りまとめましたので、送付いたします。なお、本事務連絡の発出に当たっては、事前に文部科学省高等教育局私学部参事官付から了解を得ていることを申し添えます。

また、先般、保育所における給食の外部搬入に係る制度改正がなされたことを踏まえ、以前お知らせしていた認定こども園における給食の外部搬入に係るご質問に対する回答についても更新しました。ご参考までに送付いたしますので、ご活用ください。

本事務連絡については、貴都道府県内の関係部局及び域内の市町村の担当部局等にもご周知くださるようお願いいたします。

なお、この認定こども園制度に関するQ&Aにつきましては、今後、幼保連携推進室HPに掲載し、更新していく予定です。【幼保連携推進室HP：<http://www.youho.go.jp/>】

質問	回答
1 保育所会計と幼稚園会計における食材費等の共通経費はどのように表示すれば良いのか。これらは一括按分することも可能なのか。	<p>認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園と保育所において、それぞれ別の部門（区分）を設けて表示を行うこと。また、個別に計上できる収支は、当然個別に部門（区分）計上するものであるが、共通収支については、例えば、期末処理において、科目毎に、在園者数、職員数、使用時間又は使用面積等、それぞれ妥当かつ合理的と考えられるものの比率により、一括して費用按分することも認められるものであること。その際、一定の基準日を設定するとともに、同一項目について、各年度を通じて同じ配分方法を採用するよう留意すること。なお、この場合、配分の基準の選択に当たっては、いたずらに計算が複雑とならないよう留意することも必要であること。</p> <p>人件費支出については、幼稚園、保育所、いずれの教（職）員として発令されているかにより計上することとし、発令の内容によりいずれの部門（区分）の教（職）員であるかが明らかでない場合は、主たる勤務がいずれであるかにより計上すること。なお、主たる勤務がいずれであるかの判断は、例えば、勤務実態や各種共済事業への加入状況等を基に判断すること。</p>
2 国の指針において、認定こども園において給食の外部搬入を行う場合には、公立・私立にかかわらず、すべての類型、すべての年齢について、特区の申請が不要となるのか。	<p>国の指針における認定こども園での給食の外部搬入の取扱いについては、以下のとおり。</p> <p>①3歳以上児のみであれば、公私立ともに外部搬入可。</p> <p>②3歳未満児は原則不可。ただし、特区認定を受けた公立認可保育所に限り可。</p>